

教育・保育施設の「利用定員」の変更について

1 利用定員について

(1) 利用定員

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のこと、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、※1「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。

※1 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については明石市が認可を行います。

2 明石市内の教育・保育施設の利用定員(予定)

平成28年4月1日の利用定員の変更を予定している施設および定員案

【認定こども園】

(単位：人)

地区	公私	施設名	変更前後	総数	1号	2号	3号
大久保	私	みつばこども園	前	100	30	45	25
			後	111	42	42	27

平成28年4月1日における施設・事業者の全体利用定員数

(単位：人)

変更前後	総数	1号	2号	3号
前	7,973	3,645	2,616	1,712
後	8,169	3,757	2,664	1,748

※上記変更後の利用定員には、平成28年4月1日で移行または新規開園予定の施設（(仮)二見こども園、牧羊幼稚園、錦江幼稚園、(仮)第二なすみ保育所）も含んでいます。